意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制	警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネッ
度・規制等	ト利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生しています。これは、
によってI	人と人とが出会うという自然な出来事を、ネット上で起こることであると
CT利活用	いう点だけで問題視し規制できるようにしたためであるといえます。
が阻害され	コミュニケーションが取れるサイトを運営していれば逮捕できるようにな
ている事	っているという不明瞭な基準のため、通信の自由の阻害や別件逮捕などの
例·状況	弊害が懸念され、実際にそのような事例が起こっています。

3. I C T利 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 活用を阻害する制度・規制等の根拠 サる法律 4. I C T利 出会い系サイト規制法を改正前の状態に戻し、改めて出会い系サイトの何が問題なのかを公正な立場から検討しなおす。 方る制度・規制等の見直しの方向性についての提案 世についての提案